

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、監査委員 酒上太造及び駒田かすみは、地方自治法第199条の2の規定により、同条に該当する事件（議会事務局定期監査）については除斥しました。

- 1 総務局定期監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 3 定期監査（工事監査）結果報告書
- 4 議会事務局定期監査結果報告書
- 5 都市局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 6 下水道局定期監査結果報告書
- 7 水道局定期監査結果報告書
- 8 消防局定期監査結果報告書

令和2年度 下水道局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

下水道局

下水道管理部 下水道管理課、下水道業務課

下水道整備室

出先機関 下水道管理センター

中部析水苑、東部析水苑、家島浄化センター

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和3年3月1日から同年5月28日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 使用料徴収事務（下水道業務課）

イ 受益者負担金等徴収事務（下水道業務課）

ウ 貸付金徴収事務（下水道業務課）

これらの事務について関係書類を確認したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(2) 支出関係事務

ア 東部析水苑グラウンドにおけるトイレ設置工事に係る契約事務（下水道管理センター）

当該工事の請負契約については、四つの工事（東部析水苑給水管改良工事、東部析水苑排水管布設工事、東部処理場コンセント盤設置工事及び東部処理場外灯他設置工事の請負契約事務）に分割発注し、入札によらずに随意契約を行っていたことが認められた。

契約事務に当たっては、地方自治法、姫路市契約規則等の法令に基づき、適正な事務執行に努められたい。